

コープデリでんき再生可能エネルギー100%メニュー 重要事項説明書 新旧対照表

改定後	現行	備考
1. 電気使用の申し込み、電気需給契約の成立 (5)電気需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当生協が承諾したときに成立いたします。 (6)当生協は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他によって、申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。	1. 電気使用の申し込み、電気需給契約の成立及び契約期間 (5)電気需給契約は、お客さまからの申し込みに対して、当生協が承諾したときに成立いたします。 (6)契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降、満1年となる日までといたします。 (7)契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 (8)当生協は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他によって、申し込みの全部または一部をお断りすることがあります。	○1.電気使用の申し込み、電気需給契約の成立及び契約期間需給契約及び契約期間の「及び契約期間」の記載を削除 ○（6）、（7）を削除し、（8）を（6）に変更
7. お客さまの申し出による電気需給契約の変更または解約 （1） お客さまのお申し出による契約の変更及び解約については、当生協ホームページまたは当生協問い合わせ先へのお電話により、お手続きをしていただきます。解約を希望される場合は、解約を希望される日の3営業日前までに当生協へお申し出いただく必要があります。	7. お客さまの申し出による電気需給契約の変更または解約 （1） お客さまのお申し出による契約の変更及び転宅等による解約については、当生協ホームページまたは当生協問い合わせ先へのお電話により、お手続きをしていただきます。転宅等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の4営業日前までに当生協へお申し出いただく必要があります。	○6.（1）（1） お客さまのお申し出による契約の変更及び転宅等による解約については、当生協ホームページまたは当生協問い合わせ先へのお電話により、お手続きをしていただきます。転宅等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の4営業

		日前までに当生協へお 申し出いただく必要が ありますの「転宅等によ る」を削除。解約を希望 される日の3営業日前ま でにを4営業日前に変 更。
--	--	--